

# 屋久島町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 2 月  
屋久島町教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組, 今後のフォローアップについて	4

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画策定の趣旨

屋久島町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、「屋久島町教育振興基本計画」を策定し、本町教育の目指す姿や育成を目指す人間像などを掲げ、その実現に向けて取り組む施策について、総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきたところである。

国は、令和22年(2040年)以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来し、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっているという認識の下、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として掲げ、目指すべき社会像の中での教育の在り方を示すものとして、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定した。

教育委員会では、国、県の新たな教育振興基本計画を参酌し、「屋久島町第二次振興計画」や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえ、「第4期屋久島町教育振興基本計画」では、『夢と希望に満ちた未来を創造する屋久島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～』を基本目標に掲げ計画を推進している。

一人一人が幸せや生きがいを感じることができるようには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があり、子供たちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築き、心理的安全性が保たれ、良い労働環境にあることが大切である。

この計画は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鹿児島県条例第47条。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、教育委員会が服務を監督する教育職員(条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。)(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するよう策定する。

## (2) 本町の現状

本町では、令和2年(2020年)6月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する指針として、「屋久島町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和5・6年度は以下のとおりであった。

【令和5・6年度の時間外在校等時間の状況】

校種	年度		年平均	月45~80時間の割合	月80時間を上回る割合
小学校	令和5年	校長	月22時間	4.04%	0.00%
		教頭	月57時間	55.68%	12.50%
		教諭等	月27時間	10.69%	0.00%
		事務職員	月7時間	0.00%	0.00%
	令和6年	校長	月19時間(↓)	1.85%(↓)	0.00%(→)
		教頭	月49時間(↓)	37.50%(↓)	7.29%(↓)
		教諭等	月25時間(↓)	9.84%(↓)	0.00%(→)
		事務職員	月3時間(↓)	0.00%(→)	0.00%(→)
中学校	令和5年	校長	月56時間	31.43%	25.71%
		教頭	月68時間	46.81%	34.04%
		教諭等	月35時間	23.75%	4.79%
		事務職員	月9時間	2.86%	0.00%
	令和6年	校長	月42時間(↓)	22.22%(↓)	5.56%(↓)
		教頭	月66時間(↓)	58.33%(↑)	20.83%(↓)
		教諭等	月30時間(↓)	16.96%(↓)	2.64%(↓)
		事務職員	月8時間(↓)	3.13%(↑)	0.00%(→)

本町の令和6年度の時間外在校等時間は、小学校・中学校ともに令和5年度と比較し改善が見られる。しかし、教頭の時間外在校等時間は、小学校が月49時間、中学校が月66時間と目標としている月45時間を達成できていない状況である。また、月80時間を上回る割合が0.00%になっておらず、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

- (1) 時間外在校等時間に関する目標
  - ・ 1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
  - ・ 1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】
  - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【14.1日】
  - ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を4%まで減少させる。【4.9%】
  - ・ ストレスチェックにおける「自覚的な身体的負担」の肯定的な回答割合を15%以上とする。【12.5%】
  - ・ ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の肯定的な回答割合を45%以上とする。【40.9%】
  - ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

国においては、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしている。

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とするが、今後の社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動 (部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
		⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

## ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校に関する対応
  - ・ 平日の部活動時間の短縮
  - ・ まなびポケットを活用した保護者からの欠席連絡
  - ・ 管理職とスクールガード、PTA 役員による登校指導の実施
- ④ 地域ボランティアとの連絡調整
  - ・ 学校応援団だけでなく、学校運営協議会（コミュニティスクール）を活用した人材招聘
  - ・ じいじ・ばあばの会による放課後及び学級 PTA 時の見守り活動

## イ 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑤ 調査・統計等への回答等
  - ・ 職員会議のペーパーレス化の推進と Google フォームを活用した調査の実施
  - ・ 学校評価を Forms で実施
  - ・ 安心・安全メールの活用
  - ・ PTA 出欠や生徒・保護者アンケートの Web 回答
- ⑦ 校内清掃
  - ・ 毎日清掃を見直し、毎週火・木は清掃を実施せず、放課後の時間確保
- ⑧ 部活動
  - ・ 部活動指導員の積極的な活用
  - ・ 定時退校日に係る部活動の日及び週休日の 1 日休日の徹底
  - ・ 平日週 1 日及び土日のうち 1 日、合わせて原則週 2 日の部活動の休養日の設定  
「令和 2 年度屋久島町部活動ガイドライン」
  - ・ 部活動時間の短縮

## ウ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨ 給食時の対応
  - ・ 複数の教職員による対応
- ⑩ 授業準備
  - ・ 校時表の見直しによる放課後の時間確保
  - ・ 一部教科担任制の導入（3 年生以上）
  - ・ 朝の掃除や活動、休み時間などの日課表の見直し
  - ・ 日課表の火曜日から金曜日までの時間帯（16:25～16:45）に教材研究時間を設定
- ⑪ 学習評価や成績処理
  - ・ See-Smile, スズキ校務, Teams を活用して連絡を実施
  - ・ 各学期に B 校時（朝の活動・放課後の会カット）を設定
- ⑫ 学校行事の準備・運営
  - ・ 運動会の 1 学期開催による 2 学期行事のスリム化
  - ・ 学校行事終了後に来年度に向けて協議し、来年度に向けて行事の精選を実施
  - ・ 生成 AI の活用による文書作成の効率化
- ⑬ 進路指導
  - ・ 複数の教職員による進路指導体制の整備
- ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・ 保護者・SC・SSW・支援センターとの定期的な連携

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学 4 年生以上は、年間 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、会議や調査物などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の

下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を設定する。

- ・ 『教育 DX ロードマップ「12のやめることリスト」(デジタルに変えること)～教師が学習者に向き合う環境を実現するために～』の実施率を70%以上にする。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和8年度中に全学校に設置する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して、職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題について、相談窓口の周知を徹底する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるように、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退校日を週1日以上設定し、夏季休業中に3日間の学校閉庁日の設定を行う。あわせて、リフレッシュウィークを1週間設定する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 各学校の全教職員の在校等時間状況を、出退勤管理システム(See-Smile)で教育委員会が毎月確認し、管理職に指導する。
- ・ 各学校で毎学期実施している安全衛生委員会の結果を教育委員会で集約し、指導及び改善を図る。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関・学校運営協議会等と連携して取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システム(See-Smile)で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。